

飯網町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

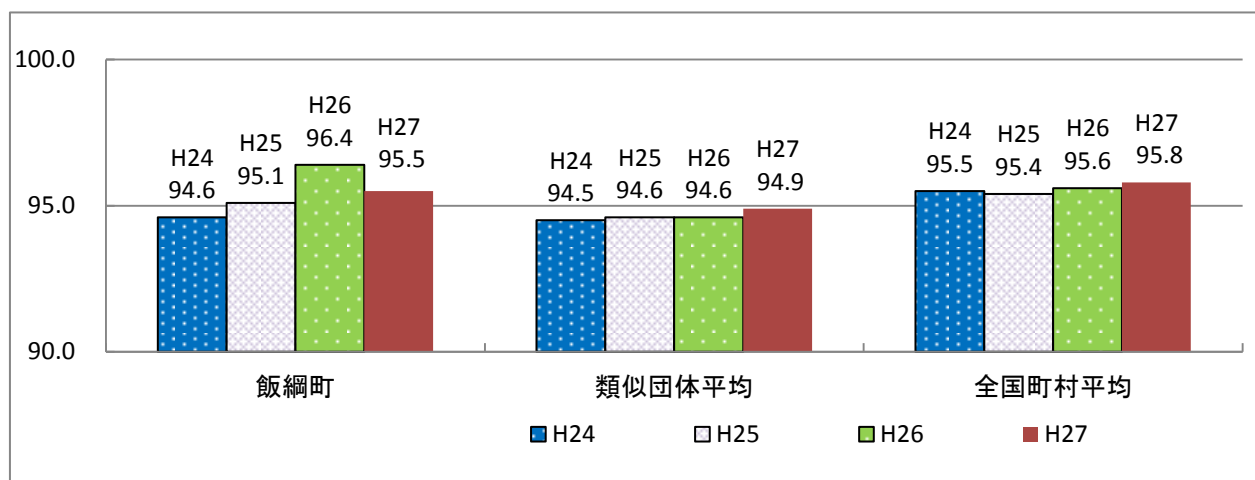
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 11,857	千円 6,453,963	千円 338,523	千円 1,047,135	% 16.22	% 14.45

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 116	千円 421,869	千円 67,673	千円 161,531	千円 651,073	千円 5,613	千円 5,551

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。



(4) 給与改定の状況

飯網町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
 月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し 実施

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については平均2%引下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸の引下げはなし。
 3級以上の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し 飯網町 該当なし

③その他の見直し内容 管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯綱町	44.3 歳	335,400 円	371,979 円	361,992 円
長野県	45.5 歳	340,213 円	407,228 円	375,427 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	308,494 円	358,219 円	333,531 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯綱町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち 学校調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち 用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
長野県	57.4 歳	20 人	280,551 円	303,410 円	293,443 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	7 人	279,805 円	303,004 円	289,658 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		飯綱町	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	183,100 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	148,400 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,600 円	143,700 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

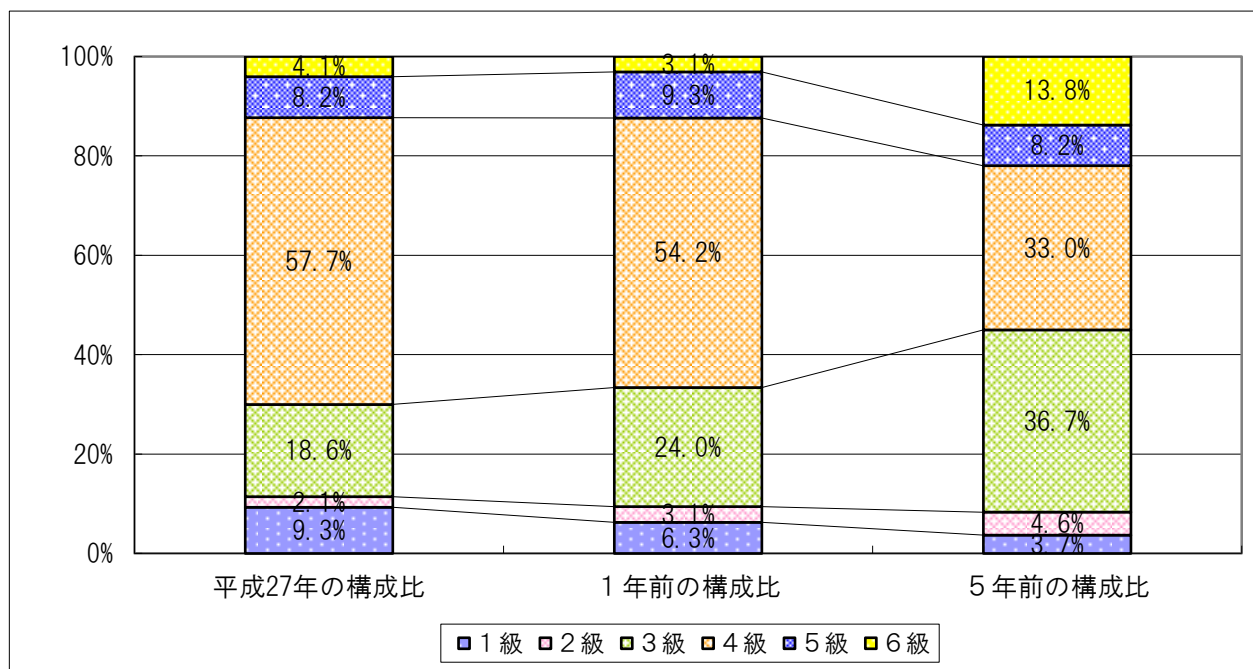
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	319,400 円	352,000 円	376,500 円
	高 校 卒	192,200 円	— 円	323,500 円	363,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補及びこれに相当する職務 主事及びこれに相当する職務	9 人	9.3 %	円 137,600	円 244,900
2 級	主任及びこれに相当する職務	2 人	2.1 %	円 187,700	円 293,800
3 級	主査及びこれに相当する職務	18 人	18.6 %	円 223,900	円 341,800
4 級	主幹及びこれに相当する職務 係長及びこれに相当する職務	56 人	57.7 %	円 258,300	円 378,700
5 級	副参事である課長補佐及びこれに相当する職務 副参事である課長及びこれに相当する職務	8 人	8.2 %	円 285,000	円 390,700
6 級	参事である課長及びこれに相当する職務	4 人	4.1 %	円 315,800	円 407,900

- (注) 1 飯綱町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度については、平成28年度完全実施に向けて現在試行中です。
前年度の勤務実績により、昇給すべき号級数を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯綱町	長野県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,559 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度については、平成28年度完全実施に向けて現在試行中です。
基準日前6か月間における勤務実績により成績率を決定しています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

飯綱町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 11,965千円 18,124千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

飯綱町では、地域手当の支給はありません。

支給実績(26年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			
円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		456 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		11,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		34.5 %		
手当の種類(手当数)		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において処理作業に従事した職員	感染症病原体の処理作業	—	日額1,000円
野犬処理手当	野犬処理に従事する職員	野犬、不要犬の捕獲等	31 千円	日額600円
除雪車運転手当	除雪車運転職員	除雪作業	344 千円	日額500円
夜間特殊業務手当	夜間作業に従事した職員	深夜の道路維持修繕等	—	1回につき1,000円
用地交渉手当	用地交渉に従事した職員	道路用地取得など	—	日額500円
特殊運転業務手当	マイクロバス運転職員	専ら人を運搬するための運転	15 千円	日額限度額1,000円
	町外で乗用車を運転した職員	専ら人を運搬するため町外において1日100km以上の運転	55 千円	日額限度額3,000円
特殊現場作業手当	工事・災害現場の作業に従事した職員	工事・災害現場等で著しく危険な場所での作業	—	日額300円
滞納整理手当	税務・水道職員	町税等納期限後において徴収をする業務	11 千円	日額500円
医療業務手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	手術その他の治療業務に従事	—	月額60,000円から440,000円
放射線取扱手当	放射線技師	放射線物質を取り扱う業務	—	月額5,000円
病理細菌検査手当	検査技師	人体に危険な細菌等の試験検査の作業に従事	—	月額5,000円
有害物取扱手当	技師	有毒ガスや有害な薬品を取り扱う作業に従事	—	月額5,000円
看護業務手当	病院及び訪問看護ステーションに勤務する看護師・保健師・准看護師	看護業務又は保健指導業務	—	月額3,000円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師・准看護師	深夜の看護業務	—	1回につき3,200円
理学療法士、作業療法士及び臨床工学士業務手当	病院に勤務する理学療法士、作業療法士及び臨床工学士	各々の業務	—	月額5,000円
獣医師手当	家畜診療所勤務職員	獣医師の業務	—	月額25,000円
救急勤務医手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	救急医療業務	—	1回につき10,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	18,886	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	170	千円
支給実績(25年度決算)	13,253	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	97	千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 1人(配偶者有)6,500円 1人(配偶者無)11,000円 2人~6,500円 特定期間の加算5,000円	同		13,466 千円	207,169 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている借家(12,000円を控除した額又は控除後の2分の1の額27,000円程度)	同		5,263 千円	277,000 円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等の利用を常例とする場合(徒歩での距離が2km以上で55千円以下は運賃相当額) ・徒歩での距離が2km以上で自動車等の使用を常例とする場合(4,000円~13,800円)	異	(自動車等の使用距離区分について異なる)	9,138 千円	80,867 円
管理職手当	その職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額額の100分の10を超えない範囲内	同		5,649 千円	353,062 円
休日勤務手当	週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務を命令された場合は、100分の135~100分の160を乗じて得た額	同		0 千円	0 円
宿日直手当	一般宿日直 4,200円	同		2,192 千円	19,748 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	679,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 817,000 円 / 408,000 円
	副町長	561,000 円	678,000 円 / 326,400 円
報酬	議長	269,000 円	326,000 円 / 199,000 円
	副議長	184,000 円	269,000 円 / 171,000 円
	議員	160,000 円	250,000 円 / 160,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) 3.10 月分 40%加算	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 3.10 月分 40%加算	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 退職時給料月額×在職月数×42.5/100	(1期の手当額) 13,851,600
	副市町村長	退職時給料月額×在職月数×25.4/100	6,839,712
	備考		(支給時期) 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

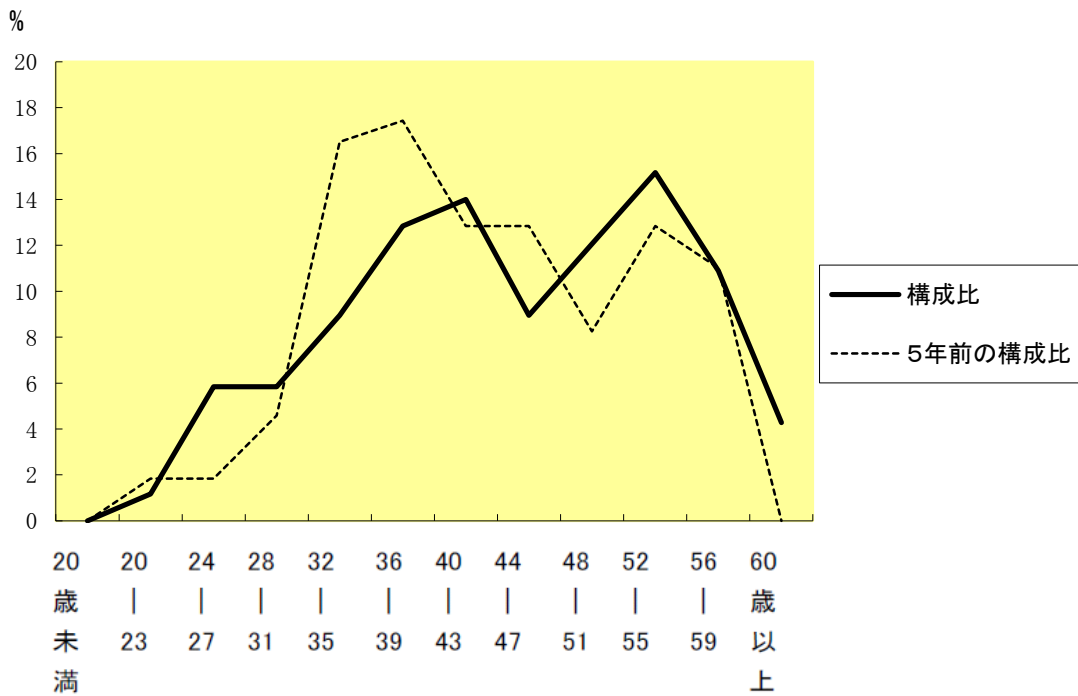
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	31	4	地方創生に係る地域振興関係の業務増
		税 務	8	7	▲ 1	課の統廃合に伴う配置換え
		民 生	38	35	▲ 3	派遣減
		衛 生	10	12	2	環境保全・健康推進 業務増
		労 働			0	
		農林水産	10	11	1	多面的機能支払交付金業務増
		商 工	2	3	1	駅業務委託に伴う観光振興業務増
		土 木	9	8	▲ 1	係内業務統合による減
	計	106	109	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.54 人)	
		教育部門	18	16	▲ 2	
	消防部門			0		
	小 計	124	125	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.42 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.81 人)	
公営 企 業 計 等 部 門	病 院	118	115	▲ 3	医師・看護師不足	
	水 道	4	4	0		
	下 水 道	3	2	▲ 1	下水道施設統合による業務減	
	そ の 他	11	11	0		
	小 計	136	132	▲ 4		
合 計		260	257	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 216.75 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	15人	15人	23人	33人	36人	23人	31人	39人	28人	11人	257人

(3) 職員数の推移

区分 部門		H22	H23	H24	H25	H26	H27	過去5年間の増減数(率)	
		普通会計部門	一般行政	114	110	105	105	106	109
	教育部門	24	21	20	18	18	16	▲ 8	(▲ 33.33) %
	消防部門							0	
	小計	131	125	123	123	124	125	▲ 6	(▲ 4.58) %
公営企業会計		124	126	129	134	136	132	8	(6.45) %
総合計		255	251	252	257	260	257	2	(0.78) %